

# 平成30年度塩竈市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度塩竈市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	26,165 戸
(2) 年間総給水量	7,217,327 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	19,773 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
第6次配水管整備事業	55,527 千円
老朽管更新事業	159,766 千円
災害復旧事業	288,070 千円
排水処理施設及び電気計装類更新事業	4,700 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	水道事業収益	1,681,317 千円	
第1項	営業収益	1,593,411 千円	
第2項	営業外収益	87,895 千円	
第3項	特別利益	11 千円	
支		出	
第1款	水道事業費用	1,603,338 千円	
第1項	営業費用	1,392,794 千円	
第2項	営業外費用	170,543 千円	
第3項	特別損失	30,001 千円	
第4項	予備費	10,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額492,127千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,771千円、当年度分損益勘定留保資金419,358千円、減債積立金32,998千円で補てんするものとする)。

収		入	
第1款	資本的収入	448,157 千円	
第1項	企業債	192,000 千円	
第2項	負担金	31,277 千円	
第3項	出資金	4,754 千円	
第4項	補助金	219,477 千円	
第5項	開発負担金	648 千円	
第6項	固定資産売却代金	1 千円	
支		出	
第1款	資本的支出	940,284 千円	
第1項	水道改良費	52,221 千円	
第2項	第6次配水管整備事業費	55,527 千円	
第3項	老朽管更新事業費	159,766 千円	
第4項	災害復旧事業費	288,070 千円	
第5項	排水処理施設及び電気計装類更新事業費	4,700 千円	
第6項	企業債償還金	370,000 千円	
第7項	予備費	10,000 千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道設計積算システム賃貸借	平成30年度から平成35年度	9,754 千円
水道設計積算システム機器賃貸借	平成30年度から平成35年度	4,041 千円
公用車両再リース(平成30年度分)	平成30年度から平成31年度	242 千円
公用車両賃貸借(平成30年度分)	平成30年度から平成35年度	3,551 千円
電気計装類更新事業	平成30年度から平成33年度	1,910,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
第6次配水管整備事業費	千円 42,000	証書借入	4.0%以内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
老朽管更新事業費	103,000			
災害復旧事業費	47,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項水道改良費、第2項第6次配水管整備事業費、第3項老朽管更新事業費、第4項災害復旧事業費、第5項排水処理施設及び電気計装類更新事業費、第6項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 267,303 千円
- (2) 交際費 10 千円

(他会計からの補助金)

第10条 東日本大震災に伴う災害復旧事業のための塩竈市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、17,560千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,238千円と定める。

平成 30 年 2 月 20 日提出

塩竈市長 佐藤 昭